

事 務 連 絡  
平成 23 年 5 月 11 日

各都道府県民生主管部（局）  
子ども手当主管課（部） 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
育成環境課子ども手当管理室

東日本大震災被災市町村等における子ども手当支給事務について

子ども手当にかかる事務につきましては、日頃より種々ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。また、今般の震災にあたり、特に被災地の都道府県及び市町村の職員の皆さまにおかれましては、厳しい状況の中でご対応に多忙を極めているものと推察いたします。ご尽力に心より敬意を表したいと存じます。

さて、今般の震災に伴う被災市町村等における子ども手当支給事務の状況につきましては、管内に被災市町村を有する県のご担当者等を通じて、随時情報提供いただいているところであり、それらを踏まえ、当面の支給事務につきまして、別添のとおり「子ども手当の認定等にかかるQ&A」を作成いたしましたので、情報提供いたします。

なお、被災地の自治体におきまして、今般の震災に伴う子ども手当の事務処理について、引き続き照会、要望等がございましたら、当室担当係あて、随時ご連絡ください。

また、被災市町村における支給にあたっては、受給者等の安否情報の把握が不可欠であり、Q&Aの問1でご紹介しております「全国避難者情報システム」等の活用により、他の市町村へ避難されている受給者等の現況を把握する必要があります。

被災市町村以外の自治体におきましても、広報等により、避難されている受給者等に対して、当該システムを周知いただくなど、被災市町村における円滑な支給を図るため、特段のご配慮をお願いいたします。

以上、管内市区町村に対する周知方、よろしくお願いいたします。

(担当係)  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
育成環境課子ども手当管理室  
指導係  
Tel 03-5253-1111（内線 7915、7836）  
FAX 03-3595-2672  
e-mail [kodomoteate@mhlw.go.jp](mailto:kodomoteate@mhlw.go.jp)

## 子ども手当の認定等に係るQ & A

問1 今般の東日本大震災の被災者（以下「被災者」といいます。）が住所地ではなく、一時避難先の市町村に対して申請を行い、避難先市町村において認定・支給を行うことはできますか。

（答）

- 子ども手当は住所地（住民票がある居住地）の市町村長が認定及び支給を行うこととなります。（避難先市町村に転入届を提出している場合にあっては、避難先市町村において認定請求を行えば、請求の翌月分から避難先市町村において認定・支給を行うこととなります。）
- 避難先市町村において、被災者の方から申請等に関する相談を受けた際は、申請方法等について、住所地の市町村に問い合わせをされたい旨、ご案内いただくこととなります。その際、被災者の方の置かれている状況に鑑み、住所地の市町村への連絡等を行うなど、できる限り配慮いただきたいと考えています。
- また、他の市町村へ避難している方については、別途、以下のような仕組みもありますので、担当部署と連携のうえ、必要に応じてご案内いただければと考えています。

### ◆ 全国避難者情報システム

- ・ 避難先の市町村へ、避難されている方ご自身の情報を提供。
- ・ 避難前にお住まいの県や市町村からさまざまなお知らせを受け取ることができるようになる。

（参考：総務省 HP）

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_kyotsuu/important/kinkyu02\\_000082.html](http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000082.html)

- なお、被災市町村における事務の一部について、当該市町村で事務を行うことが困難な場合は、地方自治法第252条の14の規定に基づき、市町村間で協議のうえ、当該事務を他の市町村に委託することができるものと承知しています。このような手続きを経た場合においては、委託を受けた市町村において、委託元の住民にかかる子ども手当の認定・支給事務を行うことができるものと考えます。

問2 子ども手当においては、「住所を変更した日」は「住民基本台帳法上の転出予定日」とされていますが、被災者については転出証明書なしで住所の変更を行うことが可能となっているため、転出予定日が把握できないケースがあります。このような場合における「住所を変更した日」は住民基本台帳法上の転入した年月日と考えてよろしいでしょうか。

（答）

ご指摘にあるように、被災者が転入先の市町村において認定請求を行う場合、転出予定日が存在しないことが考えられます。このような場合においては、「住所を変更した日」を「住民基本台帳法上の転入をした年月日」とし、当該転入した年月日の属する月までを前住所地で支給し、その翌月から転入先で支給するという取扱いになると考えます。

問3 被災者である受給者や支給対象の子どもが行方不明となっている場合の取扱いはどうなるのでしょうか。

(答)

- 受給者が行方不明の場合には、行方不明となった日（震災が起きた3月11日）から3か月間は受給資格が継続しますが、3か月を経過した場合は、行方不明となった日に遡って受給資格を消滅させる必要があります。
- この際、受給者の配偶者等が認定請求した場合には、平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律第7条第3項に規定する「やむをえない理由」がやんだ後の請求として取扱い、15日以内に請求があった場合は、震災の翌月分から認定の請求をした者に支給することができます。
- また、支給対象の子どもが行方不明になった場合には、その時点で受給者に対して支給事由消滅処分または減額の額改定処分を行うこととなります。その際、「子どもが行方不明となった日から3か月以内の間に当該子どもの生存が確認され、従前と同様の監護、生計関係が認められるようになった場合には、この処分を取り消し、その効力は行方不明となった時点にさかのぼる。」旨の条件を附記していただき、3か月以内に生存が確認された場合は、行方不明になった時点の支給事由消滅処分等を取り消すこととなります。

問4 震災により健康保険証を紛失した被災者が被用者として申立を行い、認定を行った場合、後日、改めて申立書の内容の確認を行う必要はありますか。

(答)

被災者からの認定請求や届出については、「東北地方太平洋沖地震による被災者に対する子ども手当の認定等について」（平成23年3月16日付課長通知）の1及び2に記載されているとおり、必要な添付書類を請求者本人からの申立書をもって代えることができます。被用者・非被用者の区分についても、請求者本人からの申立書によることとなります。

問5 震災以降の受給者等の安否や異動の情報の把握ができていない場合に、6月定時支払期において、震災前の受給者情報に基づき、当該受給者に対して支払を行い、その後、安否や異動の情報を把握した時点で、過払い分を返還させる取扱いとして差し支えないですか。

(答)

- 平成23年2月支払期における受給者及び支給対象の子どもの中には、震災以降に転

出された方など、震災前後で支給要件や支給対象となる子どもの状況が異なる方が多数見込まれます。

- ご照会のような取扱いとした場合、後日、支払対象者に対して過払い金の返還を求めるなど、極めて困難な事務が予想されます。また、被災された方の心情に配慮する観点からも、慎重な対応が求められると考えます。
- 被災市町村においては、住民の安否状況、現在地等の把握に鋭意取り組まれていることと承知しており、6月期の子ども手当の支給にあたっては、住民基本台帳担当部門等と連携のうえ、受給者や支給対象となる子どもの安否状況等を確認のうえ、支給を行うことが適当と考えます。
- なお、被災市町村においても、上記のような確認を行った上で、全ての支給対象者の方に対して6月定時支払期に支給することが望ましいと考えますが、安否状況等について、6月定時支払日までに確認できない方については、6月定時支払日以降、確認ができ次第、速やかに随時払いをする取扱いもやむを得ないと考えています。